

平成29年度第6回  
滋賀県大規模小売店舗立地審議会

日 時 平成30年(2018年)2月2日(金)

10時00分～

場 所 滋賀県庁 北新館5-B会議室

議 事 次 第

1. 開会

2. 議題

大規模小売店舗立地法に基づく届出に係る審議について

(仮称) ドラッグコスモス下阪本店 (法第5条第1項 新設)

(仮称) トライアル湖南店 (法第5条第1項 新設)

(仮称) スーパーセンタートライアル近江八幡店 (法第5条第1項 新設)

3. その他

4. 閉会

[10時00分 開会]

1. 開会

(挨拶 記録省略)

2. 議題

大規模小売店舗立地法に基づく届出に係る審議について

(事務局説明 記録省略)

○会長：これまでの御説明で、何か御質問等ございますか。

○委員：前回の審議会でも議論になったと思いますが、24時間営業ということで騒音に関する配慮も厳しくなります。県の事前の指導とか、あるいはヒアリングで、本当に24時間、お客さんの需要があるのかという観点はチェックされましたでしょうか。

○事務局：ヒアリングのときは、お客さんの割合といたしましても、夜間というのは十数パーセント、時間ごとですと2～3%ぐらいというふうに聞いております。

ただ、そのような状況でも24時間営業をやるというのは、お客さんの少ない時間帯に荷さばきをやってしまいたい。搬入・搬出、品出しなどをお客さんが少ない間にやってしまうと、きちんと陳列された状態で来客の多い時間に臨みたいというのがヒアリングのなかで聞いているところでございます。お客さんに来ていただきたいというものもあると思いますが、店舗計画上の話でございます。

○委員：24時間営業を行わなくても、閉店後に荷さばきはできないのでしょうか。

○事務局：閉店後の荷さばきは、やっていないということを伺っております。

○委員：湖南の店舗はスーパーとついていないのですが、スーパーセンタートライアルという名称は、24時間営業をもってスーパーと言っているのですか。

○事務局：店舗の名称がややこしくなっておりますけども、トライアル湖南店と、スーパーセンタートライアル近江八幡店、届出の段階で統一したほうがわかりやすかったと思うのですが、この2つの営業形態に違いがある訳ではございません。

○委員：一緒ですか。

○事務局：はい。

○委員：湖南店は国道1号を通行される方や、店舗周辺の物流会社の人たちが深夜から朝方に来店されるというのはあり得ると思いますが、近江八幡店は、この立地だと、深夜

から朝方の来店というのはほとんど見込まれないと思います。夜間の営業が生活環境により影響を与えるなか、それでも24時間営業をする必要はあるのか。これは県の指導の権限外になってしまうのですか。

○事務局：営業時間に関しましては、立地法では規制の対象となっていない項目ですので、あまり指導していないところでございます。

一方で、時間というもので言いますと、荷さばき時間帯がございますので、トライアル湖南店は、周辺に住居があまりない状況で、荷さばき時間は3時から翌日の1時まで届出しているところでございます。スーパーセンタートライアル近江八幡店は、住居が店舗に近接している状況でございますので、荷さばき時間は、6時から22時までの届出をしているところでございます。

荷さばき時間に関しましては、我々が指導できる項目で指導しているところでございますけれども、営業時間は指導していないところでございます。

○委員：これまで営業時間に関して審議会で意見したことはあるのですか。

○事務局：審議会の附帯意見として付けたことはあると思います。ただし、営業時間の規制はできませんので、県の意見というものは付していません。

○委員：営業時間を意見すると、この立地は認めないということになるのですか。

○事務局：営業時間の規制は商業調整、需給調整の項目になってしまいますので、意見を付して返すことができないところでございます。

○委員：これまで審議会で審議している届出を見ていると、24時間営業の商業施設がやみくもに立地している印象があります。それが交通とか騒音とかに大きな影響を与えている。今回のトライアルの2件の届出に関して、特に後者の近江八幡店の立地場所周辺は、以前は県も鳴り物入りで応援した「小舟木エコ村」といって、いわゆる環境に配慮したところなので、住民の方もかなり敏感ではないかと思います。踏み込み過ぎて、後でおさまりどころがないといけませんけれども、24時間営業に関して意見すべきポイントかと思います。24時間営業の理由はこのあと事業者の方に聞いてみたいと思います。

○会長：営業時間に関しては法律上、規制はできないということによろしいですか。

○事務局：法律上、規制されるものではございません。

○会長：以前の審議会で騒音対策として営業時間の見直しも含めて検討されたいというよう  
うな、営業時間に関する付帯意見を付したことがあると思います。

○事務局：それは、この審議会での質疑応答の中で、届出の営業時間帯が年間数日もない  
年末年始等の特別な場合の営業時間に合わせた届出になっており、騒音対策として営業  
時間の見直しを行うことができるという建物設置者の発言があったから付したものだっ  
たと思います。

○会長：他にいかがでしょうか。

○委員：スーパーセンタートライアル近江八幡店の用途地域について、配付資料の26ペ  
ージに工業地域と書かれていますが、市街化調整区域の中に、店舗計画地のみが工業地  
域になっているのでしょうか。

○事務局：失礼しました。配付資料は商業地域の間違いでございます。こちらは、平成2  
9年10月に、市街化調整区域から商業地域に変わったところでございます。

○委員：ここはほとんど田んぼだったところで、地元と協議をされて商業地域されている  
ということですか。

○事務局：はい。地区計画を貼っていますので、地元の合意はあると思います。

○委員：分かりました。

○会長：他にいかがでしょうか。

それでは、建物設置者の方に御説明をいただくことにしたいと思います。

まず1件目の（仮称）ドラッグコスモス下阪本店の設置者の方をお願いします。

（仮称）ドラッグコスモス下阪本店 （法第5条第1項 新設）

○会長：それでは、（仮称）ドラッグコスモス下阪本店の新設届出につきまして、周辺地  
域の生活環境への影響と配慮事項につきまして、10分ぐらいで御説明をお願いしたい  
と思います。

○設置者：計画の概要は御説明いただいているということで、配慮事項や要点を説明させ  
ていただきます。

まず、交通です。3か所で交通量調査を実施し、需要率および交通容量比であるとか  
を列記しておりまして、目安となる1を超えていないことから、出店後も影響は小さい  
ものと考えております。

店舗計画地の南側に市道があり、駐車場の出入口を入口と出口に分けて2か所設けませんが、いずれも右折入出庫可能の案内です。左折イン・左折アウトの入出庫が原則ですが、なぜ右折入出庫可能にしたのか。これは、もし左折イン・左折アウトを徹底するとすると、店舗への案内ルートを山側に迂回させるということをしなないといけないのですが、そういう大きな迂回をさせるのはなかなか難しいと考えています。また、所轄警察とも話をしたのですが、迂回によって、町内の中の狭隘な道路を通るのは、よろしくないということでした。そこで今回は、交通量調査をした結果についても数が少なかったことや町内の道路というのは歩道もなく、通学路に指定されている部分もあり、そういう道路の進入をなくすために、右折の案内も可能ということになりました。

右折入出庫の発生に伴う配慮事項としましては、オープン時と繁忙時には交通整理員を立てる、出入口には注意喚起看板などを設置するというをやっていきたいと考えています。

続いて、騒音でございます。予測の結果、等価騒音レベルの昼間・夜間につきまして、基準を下回っております。夜間最大値は基準を超えている地点がa地点として1か所あります。超えている原因は冷凍機用の室外機が近接にあり、22時以降の従業員が帰った後も音が発生しますので、敷地境界a地点で基準を超えることとなります。しかし、その北側には水路沿いに里道がございまして、里道を挟んだ向かい側のA地点では、基準を下回る結果です。住環境への影響は軽微ではないかと考えています。

音の配慮事項としましては、荷さばきの時間の短縮であるとか、室外機については定期的にメンテナンスを行いまして、劣化音の防止などに努めます。

営業時間が、届出には9時から21時45分と記載をしておりますけれども、コスモス薬品の現状の営業時間は、10時から21時まででございまして、夜間も22時以降には従業員がいなくなるという運用形態でやっていきたいと考えております。

あと、別紙でお配りしました建物立面図がございまして、届出の中にはカラーの立面図がなかったので、カラーの立面図をお配りしています。ただ、右肩のところには五條今井店（参考）と書いています。まだ、カラー立面がないので、五條今井店とほぼ同じような色合いになりますので、参考でお配りさせてもらっています。基調としましては、壁面がアイボリー、白のベースになっていまして、空調室となっているところが茶色に

なるということでございます。下阪本店でも同じような色合いでやりたいと思っています。

最後に、地元説明会のお話です。地元説明会には11名に参加いただいています。幾つか御質問いただきましたが、立地法に関係するところは、まずは、閉店後に駐車場の施錠をするのかということですが、施錠しますと回答しています。

それから、交通整理員は配置するのかということで、オープン時、繁忙時には配置させていただくという回答をしています。また、搬入車両について、夜遅くに入らないようにしてほしいこと、公道で待たせないようにしてほしいことと御意見いただいています。照明計画について、駐車場の照明はどういったものになるのかという御質問もありました。これについては、LED照明を採用し、光の拡散が少なくなるよう下向照射で、閉店後は速やかに消灯するという回答をさせていただいております。

他には、店舗敷地の北側に出入口を設けてもらえないかということです。敷地北側の水路と平行して里道のような通行できる道路がありますが、この道路から店舗敷地に入れるようにできないかということだったのです。これに関しては、防犯上のこともございますので、できませんという回答をしています。敷地の周囲にフェンスを設置するのかということ、それから、排ガスが気になるという御指摘がございました。これらについては、ネットフェンスを設置すること、排ガスなどが気になるということであれば、前向き駐車にするといった対策を検討させてもらうということで、今後、工事が始まったら、再度お話ししていきたいというふうに思っています。

以上、簡単でございますけれども、説明を終わりたいと思います。

○会長：はい、どうもありがとうございました。

そうしましたら、委員の皆様から御質問をいただければと思います。

(仮称) ドラッグコスモス下阪本店に関する質問は、すべてこの場でお願いいたします。いかがでしょうか。

○委員：騒音に関してお尋ねしたいのですが、予測地点aで基準を超過していて、Aだと基準を満足するということでしたので、おそらく、問題はないのだと思いますが、室外機が敷地北側に並んでいます。aでも騒音レベルを低くするため、室外機の位置を変えとか、あるいは向きを変えといったことはお考えにはならないでしょうか。

- 設置者：建物が敷地北側境界のギリギリまで来ていますので、室外機の配置を変えても、敷地境界までの距離が変わらないことになります。
- 委員：では、向きを変えることはできないでしょうか。
- 設置者：冷凍機用の室外機については上に音が出るので、向きを変えても一緒になります。普通の室外機だと向きを変えることができるのですが、上に音が出るものだと、屋根の上に上げるしか騒音対策の方法がないです。
- あまりにも音が大きいという話になった場合は、敷地境界にフェンスをするということとはできません。
- 委員：もう1点、予測地点gの値は夜間でかなり低い値になっていますが、現地の写真では、隣地住宅が2階建てに見えました。gの予測は地上1.2mでされていますが、高さの問題はないでしょうか。
- 設置者：室外機を屋根上に置いていたり、屋上駐車場があったりといった場合は、2階建ての高さでも予測をした方がよいと思っています。今回の届出は車両走行も地上で、置いている室外機も地上ということで、1.2mの方が影響は高いと考えていまして、4.7mとか4.4mとか2階の高さでは予測していないという状況です。
- 委員：はい、分かりました。
- 会長：他にいかがでしょうか。
- 委員：歩行者と車の動線についてですけれども、来店され駐車しようとする車と店舗入口まで通行する歩行者が交差する可能性が高いと思います。最近では車で来る人が多いから、歩行者というのは少ないとは思いますが、なぜ車両と交差する部分に歩行者専用の動線を持ってこられているのか、また、今現在の動線のほかに、さらに西側にもう1か所設けることができないのかということをお伺いしたいと思います。
- 設置者：歩行者用通路を2か所設けましても、どこかで必ず横断しなければならないことになります。また、福祉のまちづくり条例とかも含めて、視聴覚障害のある方などに、最短ルートで店舗入口まで点字ブロックなどを敷いて行っていただきたいということがあります。おそらく、他の大津の店でも歩いてこられる方というのは少ないので、この店舗も同じように考えています。
- 委員：分かりました。
- 会長：他にいかがですか。

○委員：2点ありまして、1つは、先ほど地区内の細い道は通学路だというお話があったのですけれども、店舗の前面道路は通学路に指定されているのでしょうか。

○設置者：前面道路はされていません。

○委員：もう1つは、交通量は多くないので、大きな問題にはならないかと思いますが、図面や写真を見ますと、湖西道路側から下り傾斜になっているのではないかと思います。そうなりますと、速度がかなりついてきて、かつ、店舗周辺は緩やかなカーブのある道路ということで、店舗の入出庫車両に対する注意が多少おろそかになる危険性があると思います。敷地外に何か注意喚起の看板などを設けるとするのは難しいかもしれませんが、駐車場の出入口があるというような、注意喚起をしていただいた方がよいと思います。

○設置者：交通管理者との協議では、琵琶湖側からのくる車については、入口で右折待ちをしている車があると、その車が見づらいという可能性があることから、敷地南の角のところに「50m先に入口あり」という注意喚起の看板を付け、追突防止をはかることにしています。

○委員：琵琶湖側からくる車両に対して注意喚起するけれども、山側からくる車両についてはないということですか。

○設置者：今のところは考えておりません。ただし、駐車場があるという看板を付けておきますので、それを見られて警戒はされるかと思います。

○委員：分かりました。

○会長：他にいかがでしょうか。

前面の道路の交通量はそれほど多くないと思います。使われるのは地元の方ばかりなのか、あるいは湖西道路と旧の161号を結んでいる道路なので、地元以外の方も結構通られるのか、どちらでしょうか。

○設置者：詳細な追跡調査をしているわけではないですけど、地元の方のほうが多いと思います。下阪本エリアは、直接バイパスに乗れる分岐がないということもありまして、雄琴側や西大津側からバイパスに乗っておられると思います。

○会長：他にございますか。

それでは、（仮称）ドラッグコスモス下阪本店につきましての御質問はこれで終わりたいと思います。

どうもありがとうございました。

○設置者：ありがとうございました。

(仮称) トライアル湖南店 (法第5条第1項 新設)

○会長：それでは、(仮称) トライアル湖南店の届出につきまして、周辺地域の生活環境への影響と配慮事項を中心に、10分ぐらいで御説明をいただければと思います。

○設置者：では、概要の御説明をさせていただきます。

このたび出店を計画しておりますトライアル湖南店ですが、設置者はトライアルカンパニー、小売業者も同じく株式会社トライアルカンパニーでございます。

小売店の新設する日は3月21日を予定しています。

小売店の概要を説明させていただくに際して、届出書の別添図面3の配置図とあわせて御覧いただけますでしょうか。

まず、青で囲んでおります部分が売場となりまして、3,870㎡の売場を確保させていただきます。

また、駐車場ですが、届出書別添図面3で、赤で囲っております部分が来客用駐車場で指針による必要駐車台数については188台を上回る341台確保しています。別途、お店から離れた部分に50台分の従業員駐車場を確保させていただきます。店舗の前には駐輪場を80台確保させていただきまして、近接して、歩行者専用出入口からの歩行者動線でございます。

店舗の西側には荷さばき施設を2か所に分けて配置しております。荷さばき施設を合わせて164㎡を確保いたしております。

また、荷さばき施設に近い所に廃棄物保管施設を2か所確保しております。容量は47.2㎡を確保いたします。

この店舗の営業時間については、24時間で届出をさせていただいております。

出入口につきましては、北側の県道側に1か所、東側の市道側に1か所確保させていただく予定でございます。また、荷さばきを行うことができる時間帯については、午前3時から翌午前1時です。

交通計画に関しまして、周辺の2か所の交差点で交通量を計測しています。将来の飽和度算定につきましても、0.486、0.276、0.544、0.429という形で、0.9以下で大きな影響のないという小さい数字でまとまっております。

防犯対策に関する配慮といたしまして、従業員が定期的に巡回する、また、防犯カメラを設置することにより防犯対策を図ってまいるとともに、所轄警察とも連携を密にして防犯対策に努めたいと考えております。

騒音に関して、計画地周辺4か所で評価を行っております。

まず、等価騒音に関しましては、保全対象となるA地点、B地点、および西側・南側に関しては、保全対象となる住宅がない関係から、敷地境界上を予測地点に設定しております。その結果、敷地境界上であるC・D地点では、夜間の等価騒音値が基準を超過しております。環境基準が50dBですが、Cで58dB、Dで59dBの値になっていますが、周辺には住宅等がない関係から、大きな影響はないと考えております。

夜間最大値につきまして、敷地境界上a、b地点では、駐車場の出入口に設定しており、規制基準を上回っております。ただ、保全対象となるA、B地点では、基準をクリアしている状況でございます。

また、別添ではございますが、今日お持ちした景観関係です。白色の外壁に対してポイントとして紺色を、立面上3面に用いまして、紺色の中に白抜きでトライアルという形で文字を配置させていただいております。この紺に関しましては、コーポレートカラーです。

以上で、概要説明を終わらせていただきます。

○会長：どうもありがとうございました。

そうしましたら、委員の皆さんから質問をいただければと思います。

(仮称) トライアル湖南店に関する質問は、すべてこの場でお願いいたします。

○委員：営業時間のことについてお伺いさせていただきます。24時間営業という計画で届出されていますが、深夜営業または早朝営業については、騒音を含めた配慮事項も多くなると思います。それでもなお、これらの時間帯で営業するというので、深夜あるいは早朝の時間帯に見込んでいる来客者数が営業時間全体の何パーセントぐらいを占めているのか、滋賀県内には大津にも既存店があると思いますが、そこでの営業実態や運用の方針、工夫なども含めて教えていただければと思います。

- 設置者：24時間営業の店舗出入口で調査した事例の夜間の来店割合は、全体の15%程度でございました。
- 委員：夜間というのは、何時から何時まででしょうか。
- 設置者：22時から6時までです。
- 委員：その調査は滋賀県内の既存店ででしょうか。
- 設置者：滋賀県内ではなく、大阪府内の店舗で調査した結果です。
- 委員：立地状況は違う可能性があるということですか。
- 設置者：はい。
- 委員：大津店の営業時間は何時から何時まででしょうか。
- 設置者：24時間営業です。
- 委員：大津店の深夜および早朝の来店割合が全体に占める割合はどれぐらいですか。
- 設置者：細かい数字については、今わかりません。自治会長さんからは、出店する前は深夜、早朝の来客が多いのではないかと心配だったが、心配するほどのことはなかったという話を聞いております。
- 委員：御社ではどの店舗でも24時間営業を行うということで、全国展開されているのですか。
- 設置者：過去に出店した店舗では24時間営業でないところもあります。また、京都府内は24時間営業ができないため、出店自体を控えており、京都府内には1店もございません。それ以外、今は、24時間営業を社の方針としてやっています。
- 委員：深夜に荷さばきなどの様々な作業があると思いますが、状況に応じて、営業時間の見直しなどはされますか。
- 設置者：現段階で、営業時間の変更というのはないと思っています。私どもは、昼間の勤務だけでなく、夜間に働いておられる方も当然いますので、どなたでも24時間買い物に来ていただけるというところを一番の社のモットーとして展開させていただいています。そのため、当面変更というのはありません。
- 委員：京都のような夜間営業に対する規制がない限りは、24時間営業を行う方針ということですか。
- 設置者：そうです。
- 会長：他にいかがでしょうか。

- 委員：荷さばきの搬入・搬出の車両が早朝、深夜に計画されているようですけれども、避けていただくことはできないでしょうか。夜間の最大値が超過していますが、夜間の荷さばきを行わないと、予測値も下がると思います。
- 設置者：他の店舗では、私どものように24時間営業でなくても、配送業者に鍵を預けて、深夜に生鮮の野菜、魚およびパンなど、搬入されていると思います。搬出入に関して、住民の方と話し合っただけで決めたのは、店舗敷地の南側にパチンコ店があり、周辺には民家がありますので、南側からの車両の進入をやめてほしいと依頼されています。現在工事中ですが、工事車両は北側から来るよう指導しており、開店後の搬出入についても同様とします。
- 委員：24時間営業ではなく、昼間の時間帯で営業されている店舗は、深夜、早朝に搬入車両が発生しないと思いますが、生鮮やパンなどでも、時間帯の調整は可能ではないでしょうか。
- 設置者：パンなどは我々の店舗のためだけに車両を走らせることはなくて、いくつもの小売店に寄って、その中に我々の店舗もあります。こうなりますと、搬入業者で配送の時間帯が決められるのです。
- 委員：では、搬出入時間帯を考え直す余地はないということですか。
- 設置者：我々が搬出入時間について強く言うと、一時的には変わります。ですが、すぐに元に戻ると思います。
- 委員：分かりました。強く言えば見直すことは可能でよろしいですか。
- 設置者：この店舗に関しては住宅が周辺にありませんが、周辺に住宅のあるところは、荷さばき時間の見直しの話はありますので、対応することもあります。基本的に住宅がないところでは見直しをしません。
- 委員：1つは出入口①に関して、旧国道1号の幹線道路に面する形で設置し、左折イン・左折アウトで誘導するということですが、その実効性をどう担保されるかというのを伺います。
- それから、店舗西側からの来店経路と退店経路について、退店では旧国道1号を使い、来店は店舗南側の市道側からアクセスする誘導ですが、利用者にとって、すんなり理解できないところもあるのではないかと思います。その複雑な誘導についてどのように実

行されるかというところがもう1点です。特に、敷地北側柑子袋交差点で右折する車が出てくるのではないかと思います。

○設置者：まず、出入口①の左折入出庫の担保ですが、記載させていただいておりますように、右折入出庫禁止の看板を設置させていただいて、誘導を行っていきたいと思っております。また、路面にもアウト方面に左折の矢印を付けて、左折で出庫していただけるように案内を差し上げる形になります。

各方面へ帰っていただくお客様に関しましては、店舗内外に案内看板等を設置して、「こちらの方面に帰るお客様はこちらの出口からお帰りください」というような形で御案内をさせていただきたいと思っております。

また、来退店の誘導に関して、変則的な来店をしていただくような形で考えておりますので、新規オープン時には店舗への誘導方法を周知するために、広域に交通整理員等の配置、看板等により、迂回して来店していただける形で案内し、来店経路の周知を図っていく計画でございます。

○委員：新規開店当初に周知いただくのは良いのですが、もしそれでうまくいかなかったとき、次の手段としてどういうことをお考えでしょうか。例えば、前面の旧国道1号に物理的に仕切るバーを立てるようなことや、柑子袋交差点を右折して、基本は右折インの出入口②を左折インで利用するような車両を抑制するため、左折インを御遠慮いただく指示を出すことなどはできませんでしょうか。

○設置者：うまくいかないときの方法としては、民地をお借りして誘導の案内看板を設置することにより誘導を図っていく形になっていくかと思っております。

○会長：他にいかがでしょうか。

○委員：この後に、近江八幡市で立地を予定されているスーパーセンタートライアルさんの出店のお話があるかと思いますが、そちらの店舗計画の荷さばき時間は6時から22時です。先ほどのお話では、配送業者の配送ルートの関係で、湖南店は夜間に配送があるということですが、近江八幡市とは荷さばき時間に違いがあります。同じ県内の24時間営業の店舗で荷さばき時間に違いがあるのは、どういう理由でしょうか。

○設置者：今、この違いが分からない場合は、どうすればよろしいですか。

○会長：後日回答いただくということでよろしいですか。

○設置者：はい。

○委員：立地場所によって、配送の関係から今の届出の時間にならざるを得ないというのなら、やむを得ないかと思えます。ただし、何らかの努力によって荷さばき時間帯を昼間にできるのであれば、周辺への騒音の影響も軽減されるかと思えます。

○設置者：はい。

○委員：それから、駐車場について、指針による必要台数よりも非常に多い台数が確保されていると思えます。これは敷地が広がったので、指針以上確保できただけなのか、指針以上必要なほどの来客を見込んでいるのかどちらでしょうか。

また、24時間利用可能な非常に広い駐車場を管理することになります。夜間に用もないのに駐車場に入っけられたり、場内を走り回られたりといった危険性があると思えます。このような行為に対して、先ほど防犯カメラ設置の話もありましたが、どのように駐車場管理を計画しておられるのでしょうか。

○設置者：駐車場の台数につきましては、基本的には指針台数があれば、通常時の営業には問題ないと考えております。

駐車場の管理につきましては、店舗側からの防犯カメラで駐車場内を撮影できる形で対応しております。また、適宜、従業員等が巡回するなど、問題のないよう駐車場管理に努めてまいりたいと考えております。

○会長：他にございますか。

○委員：トライアルカンパニーさんとして、夜間の需要を取り込み24時間営業するという方針というのは理解しました。今回、店舗周辺に住居というのはほとんどないというなかで、深夜、早朝に想定している顧客というのは、どのような顧客を想定しているのか教えていただけますでしょうか。

○設置者：深夜、早朝は夜勤の方や夜勤明けの方、朝方は男性の通勤客が、惣菜であったり、お弁当をお求めいただいたりというケースが他店舗であります。そのあたりのお客様の需要をしっかりと取り込んでいければというふうに考えております。

○委員：先ほど、大津店の実態は承知していないということでしたが、後日で結構なので、深夜、早朝にどれぐらいの入り込み客数があるのか差し支えない範囲でお出しいただくことは可能でしょうか。

○設置者：具体的に何名や金額というのは難しいと思うのですが、パーセントということでしたら報告します。

○委員：では、それをお願いします。

○会長：他にいかがでしょうか。

では、特にないようでしたら、（仮称）トライアル湖南店に関する質問はこれで終わりたいと思います。

どうもありがとうございました。

○設置者：ありがとうございました。

○会長：では、次の（仮称）スーパーセンタートライアル近江八幡店につきましてお願いします。

（仮称）スーパーセンタートライアル近江八幡店 （法第5条第1項 新設）

○会長：それでは、（仮称）スーパーセンタートライアル近江八幡店の届出につきまして、周辺地域の生活環境への影響と配慮事項を中心に、10分ぐらいで御説明をお願いできればと思います。

○設置者：当該施設計画の概要と届出事項の概要に関しては説明を省略させていただいて、届出後の対応、騒音、交通関係等に関して特に配慮した内容、その他関係市町村、関係機関でございますとか、地域の住民の方々からいただいた御意見に関しての対応等について御説明をさせていただきます。

当該計画敷地におきましては、前面の道路に対して2か所、駐車場の出入口を確保いたします。届出時の想定しておりました運用といたしましては、この出入口の中で敷地の南西側に設ける予定の出入口①に関しては、左折入庫・左折出庫での運用、また敷地の東側にございます出入口②に関しては、右折の入出庫を伴う形で誘導経路を設定しておりました。

ただ、届出後に地元説明会で地域の自治会等から、右折での入庫は避けていただきたいという御意見を頂きまして、誘導経路の設定を変更しております。

具体的には、当初、出入口②で右折入庫を予定していた車両に関しては、直近の交差点であります小船木橋交差点を右折して、迂回し、前面の入口から左折で入庫をする誘導としております。変更後の誘導経路で地元の自治会様にもご理解をいただきましたので、この形で誘導を進めてまいります。

なお、小船木橋交差点からより東側に、現在、野立て看板を設置させていただき方向で調整をしております、誘導経路の実効性を確保していきます。

また、この経路の設定に伴う需要率の変化等に関しては、各交通量調査交差点すべて需要率は0.9を下回る予測値となっておりますので、影響は小さいものと考えております。

続いて、騒音について、22時以降の騒音レベルの最大値が基準値を直近の保全対象側である住居側にて超過しております。

まず、建物敷地の南東側に事業所兼住宅がございます。こちらに関しては直接ご相談をさせていただき中で、騒音対策として、遮音壁ではなく、敷地境界部にイブキ等の植栽を設置させていただきということでご理解を得ております。その他、直近に配置する従業員用の駐車場についても、午後10時以降の利用を制限させていただきということで、現在まで打ち合わせを進めさせていただいております。

また、施設の前面道路である県道大津能登川長浜線を挟んだ向かい側の住居にて、来客車両走行音により基準を超過する結果となっております。

対策としては大きく2点ございます。

まず1点目が、駐車場の出入口に関しては、こちらも騒音の発生位置を抑制するという目的で、敷地東側に設置する出入口②を22時以降閉鎖します。

もう1点は道路面に平行して、敷地境界上に高さ1.5mの遮音壁を設置させていただきます。なお、この遮音壁の設置に関しては、車両の入出庫時の円滑性、安全性、外部からの見通しの確保、視距の確保というところで、1.5mのうち、上部0.9mは採光性がある、視認性がある特殊な仕様の壁を配置させていただき計画としております。

最後に、関係市、関係機関、その他地域住民からいただいた御意見は基本的に対応することとしております。

ただし、騒音に関して、地域住民からの御意見として、荷さばき時間の短縮の御意見を頂いております。21時までとすることについては、運営上、困難だというふうを考えています。

そのほか騒音に関して、今後、地元の自治会様等を経て協議をさせていただき、必要であれば実測、その他の対応を実施してまいりたいと考えております。

また、アイドリング・ストップの徹底、それ以外にも遮音壁の設置や施設の配置に関して、できる限りのことは対応をして、騒音に配慮をしていきたいと考えています。

夜間においても照明の施設配置、駐車場、建物に関しての照明の配置、その照射方向、これらに関しては十分調整します。

防犯に関して、夜間を含めて定期的に従業員が敷地内を巡回して、必要な対応をします。

開店後の店舗運営に関しては、原則として、店長が窓口として対応するものと考えています。

簡単ではございますが、以上が計画概要の説明でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○会長：どうもありがとうございました。

それでは、委員の皆様から御質問をいただければと思います。

(仮称) スーパーセンタートライアル近江八幡店に関する御質問は、すべてこの場でお願いいたします。

○委員：店舗立地場所周辺の住宅街は、小舟木エコ村と呼ばれ、十数年前に環境に配慮したエコタウンということで整備されています。環境に対する住民意識や各住居の環境性も高い注目された住宅街です。そこに隣接するような店舗ということで、一定の特別な環境配慮が求められると思います。

住民からも多数意見が出てきていますが、特に営業時間が24時間ということに起因する光害、騒音などの問題があると思います。営業時間を需要に応じて短縮するなど工夫して、24時間営業に伴って発生する問題に対応するという可能性があるのかどうか、教えてください。

○設置者：24時間営業は、エコ村住民向けの出店表明時の説明会を含めて、何回も御説明をさせていただきました。24時間営業ということで、当初、騒音や防犯などについて懸念される声はたくさんありました。回数を重ねて御説明を差し上げた結果、県道沿いの住民さんには個別対応するなど配慮してくださいというような条件付きで24時間の営業に関して御理解を得られたところです。24時間営業というのは、社の考える数あるサービスの中の1つの大きな柱です。そのため、24時間営業する方向で、必要な配慮や対応方法を可能な限り考えているところです。

○委員：深夜・早朝にどのような顧客を想定して、全体の来客数に占める深夜・早朝の来客数の割合はどの程度になると見込んでおられますか。

○設置者：22時から翌朝6時までは、他店のデータで多い店でも10%前後、高くても15%ぐらいかと思います。

ただし、客数だけの話ではなく、我々にとって24時間営業というのは、1つはオペレーション上の対応があります。荷さばきや営業準備の作業を夜間に集中して行い、顧客の多い時間帯での作業を避けて、円滑に買い物をしていただくということが、24時間営業を行う目的の1つです。

それから、当然、いつでもお買い物をしていただけるということです。例えば、急な御入用のものや買い足しなど、いつでもお買い物いただけるということが一番のサービスというふうに考えていますので、24時間営業しているところです。

○委員：今の御説明では営業時間と荷さばき時間はリンクするもので、この店舗の荷さばき時間は6時から22時ということで届出されていますので、深夜、早朝に开店しておく必要はなくなっていると思いますが、このような理解でよろしいですか。

○設置者：実際に搬入トラックが入るのは、届出の時間帯に制限します。搬入した後の店内での荷さばき、品出しは、荷下ろしが終了した後に始まります。

○会長：他にいかがでしょうか。

○委員：騒音について、2点お尋ねします。まず、1.5mの遮音壁を建てられるという御計画ですが、E地点では4.2mという高さでも予測されておりますけれども、敷地南側の住宅に対して、1.5mの遮音壁で効果があるかどうかという予測はされていますか。

○設置者：まず、店舗対面の住居に関しては、2階建ての住居ですので、騒音予測の計算上も、この1.5mの高さで十分という認識はしていません。ただ、地区計画による計画決定にあたっての1つの内容として、この敷地境界上に1.5m以上の構造物を建てないよという御指示をいただいております。そのため、許容される1.5mの範囲で設置させていただくところです。ただ、十分でなくても、全く有用性がないというわけではありません。車両の走行自体は地面の方から発生しますので、1.5mでも効果はあると思いますが、2階の高さまで遮音効果がすべて及ぶかという点、予測計算してみても、少し難しいと考えています。また、E地点に関しては、車両の出入口のところになりますので、壁が建てられませんので、環境騒音との比較を行っています。対象住居の方に

も個別に御説明をさせていただいております、店舗敷地内以外でできることもあるのかどうかも含めて、継続的に打ち合わせをさせていただいているところです。

○委員：もう1つ、予測地点Cですが、住民との協議で遮音壁ではなく植栽設置ということですが、植栽には遮音効果がないです。その遮音効果がないことを御説明されているのかどうか。例えば、遮音壁を建てて、その内側か外側に植栽をつくって見た目もいい状態になるということを考えられてはと思います。

○設置者：初めに遮音壁の設置と目隠しフェンス設置というお話しをさせていただきましたが、採光や圧迫感の関係で壁の設置はご遠慮されました。

そのなかで、近隣に近江八幡市民病院の周囲にカイヅカイブキという常緑で高さのある木があり、植栽そのものに遮音の効果というのはないということは御説明をさせていただきましたが、それを植栽することを希望されました。

○委員：植栽では遮音効果がないという説明をした上で、見た目がよい方を選ばれているということによろしいですね。

○設置者：そうです。

○委員：分かりました。

○会長：他にいかがでしょうか。

○委員：地元からの御要望もあって、前面道路の負荷を軽減するという事で誘導経路を変更されたということですが、もし、修正後の誘導経路が機能しなかった場合は、結果的に前面道路に対する負荷というのはかなり大きなものになります。

届出では、右折出庫の容量をチェックされており、数値的には大丈夫ですが、かなりぎりぎりの数字があります。それから、右折出庫の容量計算では、左折で出庫される車両が使う時間を考慮されていないというところがあるので、かなり厳しい状況であると思います。そうなりますと、無理やり出庫することや車両と車両のギャップが小さくても割り込んで入ってしまうということも考えられ、かなり危険な状態が生じるのではないかと思います。店舗直近まで来られたお客さんが、大きな迂回に従っていただけるような実効性のある対策を考えられているのでしょうか。

○設置者：我々も届出の時点では、御指摘いただいたとおり、自治会等からの要望の迂回経路は、途中で店舗の建物が見えますので、実効性の確保が難しいのではないかと考え、

右折入出庫が容量上できるかどうか検討し、車両の円滑性や安全性を含めて計画を進めていました。

最終的には地元からの要望を受け、右折入庫をしない誘導をさせていただく形になりましたが、実効性としては、小船木橋交差点より手前から、小船木橋交差点で右に曲がってくださいという表示の看板を設置します。

もちろん、すべての方が右折するとは限らないので、新規開店時など駐車場の出入口には警備員を配置するなど周知を図ります。また、開店後も状況に応じて、地元の皆様と打合せを進めてまいりたいと考えております。

右折の出庫に関しては、容量計算上、ギリギリの値になっているのですけれども、あくまで敷地の中にたまっていくだけになります。そこは警備員等で道路への影響は十分抑えられると考えております。右折の入庫に関しては、あくまで対面の1車線を考慮して入庫するだけでございまして、容量上は右折の出庫と比べると、ある程度の余裕はございますので、現実的に深刻な道路への滞留が生じることはないのではないかと考えております。

- 委員：滞留以上に安全上の懸念の方があり、右折で出庫したい車両の運転手が道路に合流するチャンスが回ってこない、どうしても焦ってしまうことが起き得るかと思いません。
- 設置者：そこは警備員等で出庫のタイミングを案内するようになりたいと思います。
- 委員：もう1点、確認になりますが、先ほど御説明の中で、夜間については東側の出入口②は閉鎖されるというお話があったと思います。そうしますと、当初計画と変わって、西側の出入口①で右左折の入出庫、特に出庫側が右折というのが発生するかと思います。間違いないでしょうか。
- 設置者：出入口①に関しましては直近の交差点に近接をしていることや、ゼブラ帯もありますので、出入口部分に右折の入出庫の禁止看板を設置する形で考えております。そのため、夜間でも左折のみの入出庫をいただくというような形で考えております。
- 委員：店舗敷地西側方面にお帰りになるお客様も、一旦左折アウトということによろしいですか。
- 設置者：そうです。
- 会長：他にいかがでしょうか。

○委員：左折イン徹底のために設定されるう回路については、遠回りとなりますが、地図上では途中に道路があると思います。これらの途中の道路は車が通行できるような道路ではないということですか。

○設置者：道としては地図上ございますが、誘導経路の設定にあたって十分な道路の幅員がある、または、外側線があるなどを理由に誘導経路を設定しました。

○委員：周辺道路に詳しい方は、抜け道として、狭い道を通行される可能性がありますので、通行しやすい安全な道を通して迂回されるよう案内や周知いただく必要があると思います。

○設置者：はい、わかりました。

○会長：店内や駐車場も結構広く、24時間営業ということですが、防犯上の対策等、何かお考えはありますでしょうか。

○設置者：店舗からの防犯カメラと従業員による適宜な巡回によって、夜間の安全、防犯対策に努めていきます。

○会長：県内を含めて、全国で店舗展開されていると思いますが、24時間営業で問題なく営業されているということでしょうか。

○設置者：近隣の方は24時間営業ということで、防犯面を一番心配されます。ただし、開店しますと、扱っている商品がスーパーとホームセンターを合わせたような形で、あまり若者が興味を示す商品ではございません。実態としては、防犯面の問題はほとんど聞いていません。

○会長：他にいかがでしょうか。

特に御質問がないようでしたら、これで（仮称）スーパーセンタートライアル近江八幡店に関する御質問は終わりたいと思います。

どうもありがとうございました。

○設置者：ありがとうございました。

○会長：予定の時間を少し過ぎているのですが、5分ぐらい休憩して、審議の方に入りたいと思います。

では、12時10分から再開ということをお願いします。

〔12時05分 休憩〕



〔12時09分 再開〕

○会長：審議会を再開させていただきます。

3件ございますので、順番にいきたいと思います。

まず、（仮称）ドラッグコスモス下阪本店につきまして、ご審議いただきたいと思えます。何か御意見等ございますか。

夜間の騒音に関しては基準値を超過する地点があること、出入口が右折を可能としていること、それから店舗の直前ではないのですが、通学路指定をされている道路があることが懸念材料かと思えます。御意見等ございますか。

それでは、案を読み上げますので、御意見を頂戴できればと思います。全体として、「意見はなし」ということでよろしいですか。

付帯意見として、先ほど申しました3件につきまして、付すという案です。

1つ目が騒音に関する事で、「騒音の夜間最大値の基準値を超過する地点があることから、近隣住民から騒音をはじめとする苦情や意見が出た場合には、誠意をもって対応協議し、必要に応じて適切な対策を講じられたい。また、来客が駐車場を利用することができる時間帯に確実に退出するよう対策を講じられたい。」と、これが騒音に関する事です。

それから、交通に関する事として、「出入口に面する道路は左折での入出庫に加え、右折での入出庫を可能としているため、交通整理員の配置、歩行者等への注意看板の設置および路面表示を行うなど、出入口の十分な交通安全対策を講じられたい。」

もう1点が、「店舗の来退店車両および荷さばき車両等により、児童生徒をはじめとした店舗周辺の通学路を通行する者に危険が生じないよう、交通安全対策について配慮されたい。」と、こういった3点を付帯意見にするという案で、いかがでしょうか。

そうしましたら、1件目のドラッグコスモス下阪本店につきましては、こういった付帯意見を付すことにしたいと思えます。

次に、2件目、（仮称）トライアル湖南店です。

いくつか懸念事項があると思えますが、こちらも騒音に関して基準値を超えている箇所があること、交通に関しては、誘導経路の実効性確保、出入口の安全対策といったこ

とがあると思います。それから、24時間営業ということで、防犯に関する対策が必要  
と思います。

- 委員：荷さばき時間の変更の可能性は、随分議論がありました。
- 会長：荷さばきに関しては、変更を付帯意見等に付すことはできますか、それとも、そ  
こまでは踏み込めないという理解でよろしいですか。
- 事務局：荷さばき時間に関しましては、騒音に影響があることでございまして、時間帯  
は配慮すべき事項ですので、夜間に騒音の規制基準値を超えるということがありました  
ら、意見または付帯意見として付すということも可能です。
- 会長：では、騒音対策の一環として、荷さばき時間の見直しを検討されたいと、付帯意  
見を付すことは可能という理解でよろしいですか。
- 事務局：可能ですので、具体例の一つとして挙げれば良いかと思えます。
- 委員：審議中に回答のなかった「なぜこの時間帯なのか」という部分については、事後  
に回答をするということだったと思えます。この回答内容を踏まえた付帯意見を付すべ  
きかと思えますがいかがでしょうか。
- 事務局：事業者からの回答を確認の上、我々事務局の方で修文し、皆様にその回答と付  
帯意見を最終確認いただければと思えます。
- 委員：意見を出す前に、事業者から回答があるということでよろしいですか。
- 事務局：はい。
- 会長：今日の審議の段階では、審議した範囲で付帯意見を述べ、後日、質問に対する事  
業者からの回答を確認し、付帯意見の内容に修正が必要であれば、修正案を確認いただ  
くという流れとしたいと思えます。
- 委員：騒音の基準値が超過していますので、朝の時間とか夜間に搬出入しないようお願  
いするというのが方向性として考えられると思えます。
- 会長：それでは、こちらも案を読み上げまして、また御意見をいただければと思えます。  
まず、県としての「意見はなし」で、付帯意見を述べることにしたいと思えます。  
1つ目が騒音に関する事で、「騒音の環境基準値および夜間最大値の基準値を超過  
する地点があることから、近隣から騒音をはじめとする苦情や意見が出た場合には、誠  
意をもって対応協議し、必要に応じて適切な対策を講じられたい。」。審議を踏まえて、

荷さばき時間の見直し等も含めて適切な対策を講じられたい、ということではいかがでしょうか。

○委員：荷さばきという表現は搬入・搬出を含めるものでしょうか。

○会長：荷さばきと付帯意見の中で表現した場合、それは搬入・搬出車両のことも含めているということは、事業者には伝わるのでしょうか。搬入・搬出および荷さばきというような言い方をした方が確実でしょうか。

○事務局：荷さばき時間の見直しと言いますと、荷さばき時間帯に起因する搬入・搬出車両による騒音や、荷さばき騒音など含まれていると思います。

○会長：では、荷さばきということではいいですか。

○事務局：はい。荷さばき時間の見直しであれば良いかと思えます。

○会長：では、「誠意をもって対応協議し、必要に応じて荷さばき時間の見直し等も含めて適切な対応を講じられたい。」と、そういった文言ではいかがでしょうか。

細かな文言は、事業者から質問に対する回答がありましたらに修正したいと思います。

2つ目からが交通に関する事で、「出入口①における左折入出庫の実効性の確保のため、交通整理員の配置、経路誘導看板の設置など対策を講ずるとともに、出入口②については右折での入出庫を可能としているため、歩行者等への注意看板の設置および路面表示を行うなど、出入口の十分な交通安全対策を講じられたい。」という、出入口に関する件です。

もう1つが少し広域的な交通誘導に関する事で、「周辺の道路交通への影響を緩和するため、交通整理員の適切な人員の配置およびチラシによる周知など広域的な来退店車両誘導の対策を講じられたい。」と、この2点を交通に関する付帯意見として付けてはと思いますが、いかがでしょうか。

最後に、防犯に関する事ですが、これは御意見をいただきたいと思えます。

「24時間営業を行うことから、特に夜間には周辺地域の犯罪または非行防止のため、定期的な巡回や呼びかけ等の対策を実施されたい。」という、夜間の防犯という意味で、こういった付帯意見を付けてはと思いますが、いかがでしょうか。

これまで、24時間営業のときの付帯意見とは少し文言を変えています。過去の24時間営業の例ですと、「24時間営業を行うことから、店舗に青少年が集まることがないように、巡回や呼びかけ等の対策を実施されたい。」としていました。

今回変えているのが、犯罪または非行防止という、目的を述べたほうがよいのではないかと、それから、深夜時間帯は別ですが、青少年がい集すること自体、悪いというわけではなく、い集して何か悪いことをする可能性があるからいけないということなので、い集そのものを防止するというのは少し違うかと思います。後半の「巡回、呼びかけ」という対策の部分は同じですが、いかがでしょうか。

い集という言葉も普段使いしないような表現で、日常的な言葉を使った方が良くかと思えます。

○委員：トライアルの店舗特性からしても、その方がいいと思います。

○委員：今回は、青少年という言葉は入るのでしょうか。

○会長：い集と言われますと、青少年だけが対象かというのもあります。防犯という意味では、青少年のい集に限定する必要もないかと思えます。ただし、同じ24時間営業でも、店舗の業態によって若者が集まりやすい店舗と、そうでない店舗もあるとおもいます。

では、この4点を付帯意見ということで、よろしいですか。

最後に、(仮称)スーパーセンタートライアル近江八幡店について御審議いただければと思います。

騒音の基準値を超えているということ、かなり迂回をした誘導等もありますので実効性の確保、24時間営業ということで防犯に関する事、それから住民等からも意見が出ており、騒音や夜間の照明に関する意見があったかと思えます。

○委員：この店舗に関しては、荷さばき時間を昼間にするという一定の配慮をしていると思いますが、そもそも24時間営業に起因して、光害や防犯上の懸念が住民等からあります。必要に応じて営業時間の見直しという明確なメッセージを発するべきではないでしょうか。

○会長：営業時間の見直しに関する付帯意見は付しても問題ないものでしょうか。

○事務局：一つの対策例で、閉店時刻の見直しのような付帯意見を付したことがあったと思えますので、付すことは可能かと思えます。

○会長：騒音や光害の対策の例として、付すということですね。それでは、全体として「意見はなし」で、付帯意見を付すということによろしいですか。

まず、騒音に関する事で、「騒音の環境基準値および夜間最大値を超過する地点があることから、アイドリング・ストップや場内徐行運転の励行、出入口への夜間封鎖などの対策を確実に講ずるとともに、開店後、近隣住民から聞き取り等を行い、苦情や意見があった場合には、荷さばき時間の見直しや騒音レベルの実測を行うなど誠意をもって対応協議し、適切な対策を講じられたい。」ということで、この荷さばき時間の見直しに並べて、営業時間の見直しも付すことでよろしいですか。

○委員：荷さばき時間の見直しはされているのではないのでしょうか。

○委員：住民等からの意見で、短くしてほしいという御意見があったと思います。

○会長：それでは、「営業時間や荷さばき時間の見直し、騒音レベルの実測を行うなど」とし、付帯意見を付すということでよろしいですか。

2点目が、交通に関する事で、「周辺の道路交通への影響を緩和するため、チラシによる店舗への誘導経路の周知、交差点手前の適切な位置の経路誘導看板の設置および交通整理員の常駐など来退店車両誘導の実効性の確保対策を講じられたい。」。

3点目が、「出入口①における左折入庫の実効性の確保のため、交通整理員の配置、経路誘導看板の設置など対策を講ずるとともに、出入口②については、右折での出庫を可能としているため、歩行者等への注意喚起看板の設置および路面表示を行うなど、出入口の十分な交通安全対策を講じられたい。」と、この2点が交通に関することになりますが、このような付帯意見でよろしいでしょうか。

○委員：2点の内容はいいと思います。追加するならば、誘導の実効性の状況、安全性、地元との関係など継続的にウォッチするという趣旨の内容があった方がいいかと思えます。

○委員：開店後に店舗へ来退店する車両誘導が予測どおりに動いているか、混雑やトラブルが生じていないかなどを継続的に調査することを願いますということですか。

○事務局：他の店舗の審議で、開店後に来退店車両誘導について調査していただき、報告書を事務局に頂いた案件がありまして、そのときに付した付帯意見と同じような形になるのかと思います。

○会長：それでは、来退店車両誘導の実効性の確保対策を講じられたいというのに対して、少し文言を整理しないといけませんけど「開店後、近隣住民から聞き取り等を行い、苦情や

意見があった場合には、交通状況の調査を行うなど適切な対策を講じられたい。」というように形でよろしいでしょうか。

4点目が、「24時間営業を行うことから、特に夜間には周辺地域の犯罪または非行防止のため、定期的な巡回や呼びかけ等の対策を実施されたい。」と、24時間営業の防犯に関する付帯意見です。

最後に、住民等から光害に関する意見がありました。「屋外照明や広告照明等により周辺に光害が生ずることがないように、照明の配置、方向、強さおよび点灯時間等に配慮するとともに、近隣から苦情や意見が出た場合には誠意をもって対応協議し、必要に応じて適切な対策を講じられたい。」と、住民等からも懸念の声がありますので、案を入れてはどうかと思います。よろしいでしょうか。

○事務局：少し、議論が戻りますが、同じスーパーセンタートライアルの案件で一方では営業時間の見直しに関することが付帯意見で付いて、もう一方では付かないという点でバランスがとれているのか気になりました。

○会長：トライアル湖南店の方にも営業時間に関することを付した方がいいということでしょうか。営業条件は一緒の24時間営業で、しかも同じ会社の店舗なので、付帯意見はそろえた方がいいという発想もあると思います。ただし、湖南店は、旧1号沿いで周辺はほとんど工場ばかりという条件の中で営業するのと、近江八幡店のように周辺に新しい住居があったり、昔の集落があったりするなかで営業するということでは、特に配慮すべき周辺の住環境への影響が違いのではないかと思います。

○事務局：立地環境の違いという解釈で、意見が多少違うということでもよろしいですか。

○会長：24時間営業の店舗に対して、常に営業時間の見直しを要求するものではなく、今回のように、直近に住居があったり、道路を面して向かい側にあったりといった状況で騒音の予測値も超過しているなどといった状況であるから、営業時間の見直しについても検討いただくということでもよろしいかと思います。いかがでしょうか。

○委員：賛成です。

○会長：では、湖南の方は荷さばき時間の内容のみにして、近江八幡の方は営業時間と荷さばき時間に関する付帯意見を付すということでも、よろしいでしょうか。

○事務局：今のお話もあると思うのですがけれども、騒音源が何の音を拾って超過しているかというところを考えていくべきかとも思います。例えば湖南店とかでしたら、夜間最

大値の敷地境界の予測ポイント a、b で超過するため、住居側 A、B で再予測してクリアするのですが、その住居側において拾っている音というのは、搬入作業音を拾って超過するということでございます。

そういう意味では、荷さばき時間がある程度見直されたら、搬入作業音というのは当然発生しませんので、そのみ言及してもおかしくはないと思います。発生音の種類についても、付帯意見を考える材料とっております。

○会長：はい、ありがとうございます。

では、最後の近江八幡店に関しては、この 5 点を付帯意見にしたいと思います。

以上で、3 件すべての審議を終えましたので、今の結果を滋賀県大規模小売店舗立地審議会運営規程第 7 条第 1 項に基づき、知事に答申いたしますので、御了解願います。

それから、少し文言等を修正しており、質問に対する回答もいただくことになっていきますので、答申文の案文につきましては、後日改めて、委員の皆様にも確認いただいた上で答申することよろしいでしょうか。

それでは、最後、報告事項等ありましたら、お願いいたします。

### 3. その他

○事務局：長時間の御審議ありがとうございます。

念のため確認をさせていただきたいのですが、トリアル湖南店と近江八幡店の報告に関して、1 点目が荷さばき時間がなぜ両方の店舗によって違うのかということの説明いただけるような資料を用意すること、2 点目が夜間の入り込み客数が全体の何パーセントであるか、その 2 点を回答資料として用意させていただいたらよろしいでしょうか。

では、簡単に連絡事項を説明させていただきます。

連絡事項といたしまして、次回審議会審議予定案件についてです。新設が 1 件と変更が 1 件ございまして、いずれも審議案件でございます。

まず、大津市で営業中のナフコツーワンスタイル滋賀大津店、ヤマダ電機テックランド大津玉野浦店でございます。設置者に関しましては、株式会社ナフコでございまして、これまでホームセンターでありますナフコのみが入っていた店舗に、家電量販店であり

ますヤマダ電機が新テナントとして入居したものでございます。届出内容といたしましては、営業時間の変更などが届出項目となっております。

2件目に関しましては、米原市で営業予定のコメリパワー米原店でございます。設置者は株式会社コメリでございまして、業種はホームセンターとなっております。

次回審議会の日程に関しましては、また追って連絡させていただきますので、よろしくお願いたします。

○会長：ありがとうございます。何か御質問等ございますか。

かなり時間が超過しましたが、これで閉会としたいと思います。

○中小企業支援課：本日は、長時間にわたりまして、御審議賜りまして、まことにありがとうございました。

次回もよろしくお願いたします。

[12時45分 閉会]